別表一の25の項を次のように改める。

25	ニボルマブ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成27年12月17日及び平成28年２月29日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1956から1958まで、1967、1968、1977、1978、3163及び3166

別表一に次のように加える。

31	エリブリンメシル酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年２月29日に、医薬品医療機器等法第14条第９項の規定により、既に承認された効能又は効果の変更について承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1862、1863、1869、1870、1877、1878、1882、1883、3000、3004、3007及び3008
32	ビガバトリン（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年３月28日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1767及び1773
33	イブルチニブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年３月28日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3816から3818まで、3820、3829及び3830
34	セリチニブ（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年３月28日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1961及び1981
35	オシメルチニブメシル酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年３月28日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1956から1958まで、1967、1968、1977及び1978
36	ダブラフェニブメシル酸塩（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年３月28日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1862、1863、1869、1870、1877、1878、1882、1883、2492から2495まで、2500から2502まで、2507から2509まで、2512、2613から2615まで、2626、2627、2635、2636、2652、2657、3162、3165、3168、3493、3706、3710及び3711
37	トラメチニブ　ジメチルスルホキシド付加物（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年３月28日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	1862、1863、1869、1870、1877、1878、1882、1883、2492から2495まで、2500から2502まで、2507から2509まで、2512、2613から2615まで、2626、2627、2635、2636、2652、2657、3162、3165、3168、3493、3706、3710及び3711
38	セベリパーゼ　アルファ（遺伝子組換え）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年３月28日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3465から3470まで
39	塩化ラジウム（^{223}Ra）（当該薬剤の添付文書において記載された効能又は効果（平成28年３月28日に、医薬品医療機器等法第14条第１項の規定により承認されたものに限る。）に係るものに限る。）	3536から3542まで及び3544から3558まで

○経済産業省告示第百五十六号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第四号の規定に基づき、平成二十八年経済産業省告示第百三十号（中小企業信用保険法第二条第五項第四号の災害及び地域を指定する件）を次のように改正する。

平成二十八年五月二十四日　　経済産業大臣　林　幹雄

災害名	地域	指定の期間
平成二十八年熊本地震	熊本県	平成二十八年四月十四日から平成二十八年八月二十三日まで
	大分県	
	鹿児島県	
	長崎県	

○国土交通省告示第七百七十二号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である株式会社日建学院から役員の氏名を変更する届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十八年五月二十四日　　国土交通大臣　石井　啓一

一　役員の氏名の変更

変更前	西生　一次、馬場瑛八郎、馬場　栄二、堀口　悦夫
変更後	西生　一次、馬場瑛八郎、馬場　栄二、近藤　伸彦、堀口　悦夫

二　変更する年月日　平成二十八年五月二十一日

○国土交通省告示第七百七十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五十八条第一項の規定により特別評価方法認定をしたので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十八年五月二十四日　　国土交通大臣　石井　啓一

特別評価方法認定をした方法の名称等は、次の表のとおりとする。

認定番号	特別評価方法認定をした方法の名称	性能表示事項	特別評価方法認定の申請者	申請者の住所	認定年月日
1327	薄板軽量形鋼造における乾式壁の遮音構造に応じて評価する方法	８－３　透過損失等級（界壁）	ＮＳハイパーツ株式会社 代表取締役社長 橋本伸一郎 新日鐵住金株式会社 代表取締役社長 進藤　孝生	岐阜県可児市姫ヶ丘１丁目35 東京都千代田区丸の内２丁目６番１号	平成28年５月13日
1328	特別な突起付防水紙を用いた防水性を高めた外壁の構法に応じて評価する方法	３－１　劣化対策等級（構造躯体等）	三井ホーム株式会社 代表取締役 市川　俊英	東京都新宿区西新宿二丁目１番１号	平成28年５月13日